

京 都 大 学 授 業 料 、 入 学 料 免 除 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 } (1)～(4) } (略) 2～5 }</p> <p><u>第2条の2 前条に規定するもののほか、経済的理由によつて授業料の納付が困難である者については、願い出により、通則第28条第1項及び第51条(第53条の15において準用する場合を含む。)に定める第2期の授業料の全額を免除することがある。</u></p> <p><u>第2条の3 前2条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</u></p> <p>(1)～(4) } 2 } (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第4条 第2条第1項及び第2条の2の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、総長に願い出なければならない。</p> <p>(1)～(4) } 2・3 } (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(授業料の免除)</p> <p>第2条 } (1)～(4) } (同 左) 2～5 }</p> <p><u>第2条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められるものについては、願い出により、第1号、第2号及び第4号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額を、第3号に該当する者にあつては総長が定める期間の授業料の全額又は半額を免除することがある。</u></p> <p>(1)～(4) } 2 } (同 左)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定による授業料の免除又は前条第1項の規定による授業料の徴収猶予若しくは月割分納の許可を受けようとする者は、所定の願書に次の各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに、総長に願い出なければならない。</p> <p>(1)～(4) } 2・3 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>